

令和5年5月吉日

関係各位

沖縄県空手道連盟
会長 平良 慶孝
(公印省略)

沖縄県空手道連盟規約等改正に係るご意見、ご質問等について（ご案内）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、当連盟の運営には格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度総会で可決されました第5号議案 沖縄県空手道連盟規約等改正について、会員の皆様のご意見、ご質問等を受け付けております。

つきましては、ご意見、ご質問等がございましたら、お気軽に下記のメールまたは FAXにてお寄せください。

尚、いただきました内容については、検討委員会にて確認いたします。回答までにお時間を頂戴する場合もございますが、予めご了承ください。

記

内 容 沖縄県空手道連盟規約等改正に係るご意見、ご質問

期 日 令和5年6月30日（金）締切

【本件問い合わせ先】

沖縄県空手道連盟 事務局長 国吉洋一郎
(Email : okf.karate101@gmail.com FAX : 098-994-8701)

ご意見、質問等については、お気軽にお寄せください。
尚、表記の内容以外のご意見、質問等については、回答を控えさせていただきます。

参考資料

令和5年3月10日

沖縄県空手道連盟 会員各位

沖縄県空手道連盟
会長 平良 慶孝
(公印省略)

沖縄県空手道連盟の規約等の改定について（改定の理由と県連の経緯）

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当連盟の事業運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、沖縄県空手道連盟の規約等改定について、下記のとおりご報告いたします。昨今、内外の社会的情勢が変化する中で、更なる空手道の健全性と高潔性を保ち続けるために実施するものです。何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 規約（会則）改定の理由・・・（全空連第19回理事会決議、2017.12.22付通知）

全空連加盟団体が一致団結して、自らを律し、礼と節を重んじる精神に則り、諸規定を遵守し、空手道の健全性・高潔性を保ち続けることが求められます。各都道府県連盟における更なる健全性の確保のため、以下の4つの柱に沿って、連盟内の諸規程の改定や運営の改革について、平成31年度末をめどに規約改定並びに規程・運用の整備を行うこと。

2. ガイドライン4つの柱

① 連盟内の組織化

・構成団体を市郡連盟並びに競技団体とする。

② 役員に関する運用

・市郡連盟や競技団体から選出し、明確な基準を設ける。

③ 適切な経理処理

・予算決算及び助成金の適切な取り扱い。

④ 倫理委員会、倫理規定、倫理ガイドラインの設置

・倫理担当理事、外部有識者を含めた委員会の設置、運用を規定する。

3. これまでの流れ（規約等改定について）

- ① 令和2年度第1回理事会（R2.6.28開催）・・・副理事長賀数より説明と提案 → 理事会にて承認
- ② 令和2年度第2回理事会（R2.9.26開催）・・・改定内容について副理事長より説明
- ③ 令和2年度第3回理事会（R2.12.5開催）・・・改定内容について継続審議
- ④ 令和2年度第4回理事会（R3.3.7開催）・・・改定内容について継続審議
- ⑤ <コロナ禍による書面審議、一般社団法人沖縄伝統空手道振興会への参画についての審議が続いたため、規約等改定についての審議は保留となった>
- ⑥ 令和3年度第2回理事会（R3.9.25開催）・・・改定内容について継続審議
- ⑦ 令和3年度第3回理事会（R3.12.4開催）・・・改定内容について継続審議
- ⑧ 公益財団法人沖縄県スポーツ協会通知（R3.12.2付け）・・・沖縄県民体育大会は、広く県民の間にスポーツを普及し、県民の健康増進と体力向上を図ることを目的に、参加資格の「ア、沖縄県民（外国籍含む）であること」がはじめに定められています。しかしながら、公認を必要とする競技団体以外の競技で登録又は会員であることを参加資格の条件としている競技団体がいくつか見受けられることか、沖縄県民体育大会実施要項の「7、参加資格、所属市郡及び選手の年齢基準」につきまして、改めてご確認いただきますとともに遵守いただきますようお願いいたします。（一部抜粋）
- ⑨ 令和3年度第3回【九州地区協議会幹事会】（R4.1.23開催）・・・スポーツ団体の適切な組織運営が社会全体から求められている。スポーツ庁は一般スポーツ団体の法人化を強く推奨している。令和5年度までの九州各県連の法人化を目指すことを九州地区協議会として提案 → 承認
- ⑩ 令和4年度第2回理事会（R4.9.24開催）・・・平良会長より、これまでの歩みや県連の歴史を踏まえて規約改正を進めるよう指示。委員長に新城清秀副会長。
- ⑪ 規約等改定委員会の立ち上げ（第1回改定検討委員会～第4回改定検討委員会を開催）・・・「沖縄県空手道連盟 定款」（改定検討委員会 案）を参照。
- ⑫ 令和4年度第4回理事会（R5.2.11開催）・・・新城清秀副会長より経緯の説明、定款内容の提案 → 承認

4. 概要

- ① 現行の理事で引き続き、令和5年から令和6年3月まで組織運営する。但し、規定については、令和5年4月より新しい規約を準用する。新しい規約の承認については、令和4年度第4回理事会（R5.2.11開催）にて承認。
- ② 令和6年3月までに、各市郡の理事、評議員の選出をする。（選出については、各市郡で行う）。選出したら、速やかに法務局への手続きを完了する。
- ③ 理事の数は30名程度とする。

- ④ 評議員については、70 名程度（理事の約 2 倍）とし、道場主を以って充てる。
- ⑤ 各市郡から選出された理事の外に、各流派、古武道から 1 名の代表理事を選出する。
- ⑥ 会長推薦による理事について、理事会の了解を得て若干名推薦することができる。
- ⑦ 各市郡連盟への会員の加盟については、個人若しくは道場単位で加入することができる。
- ⑧ 令和 6 年 4 月から市郡連盟の理事、評議員で組織運営する。
- ⑨ この規約等改定検討委員会は、令和 6 年 4 月から一般社団法人への移行を見据えた規約等の改定を行う。

以上